

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【公表番号】特表2017-536371(P2017-536371A)

【公表日】平成29年12月7日(2017.12.7)

【年通号数】公開・登録公報2017-047

【出願番号】特願2017-527340(P2017-527340)

【国際特許分類】

C 07 D 403/12 (2006.01)

A 61 K 31/506 (2006.01)

A 61 P 31/10 (2006.01)

A 01 P 3/00 (2006.01)

A 01 N 43/60 (2006.01)

【F I】

C 07 D 403/12 C S P

A 61 K 31/506

A 61 P 31/10

A 01 P 3/00

A 01 N 43/60

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月12日(2018.11.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

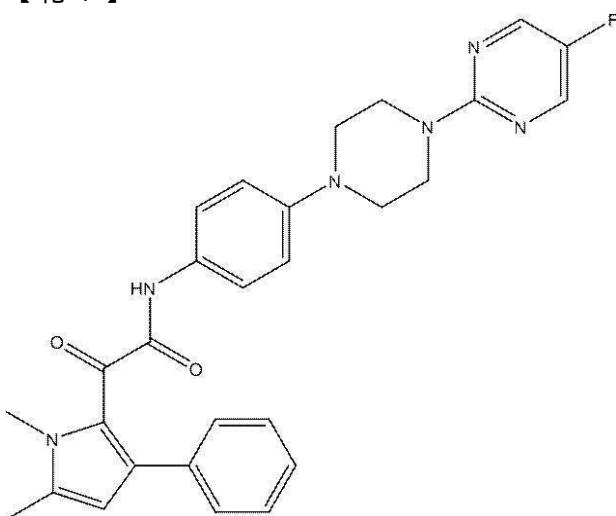
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

【化1】



2 - (1 , 5 -ジメチル - 3 - フェニル - 1 H - ピロール - 2 - イル) - N - (4 - (4 - (5 - フルオロピリミジン - 2 - イル) ピペラジン - 1 - イル) フェニル) - 2 - オキソアセトアミド、又は  
その医薬上許容される塩。

**【請求項 2】**

1種以上の医薬上許容される担体及び／又は賦形剤と共に請求項1に定義の化合物を含む医薬組成物。

**【請求項 3】**

( i ) 請求項1に定義の化合物；及び

( i i ) 第二の抗真菌剤

を含む医薬配合物。

**【請求項 4】**

化合物( i )及び第二の抗真菌剤( i i )を個別投与、同時投与又は連続投与のために製剤化した請求項3に記載の医薬配合物。

**【請求項 5】**

第二の抗真菌剤が、アゾール、ポリエン、プリンヌクレオチド阻害剤、ピリミジンヌクレオチド阻害剤、マンナン阻害剤、タンパク質伸長因子阻害剤、エキノカンジン、アリルアミン、抗HSP90抗体、殺菌性／透過性誘導タンパク質産物又はポリオキシンからなる群から選ばれるもの、或いは化合物5-フルオロ-1,3-ジヒドロ-1-ヒドロキシ-2,1-ベンゾキサボラル、5-クロロ-1,3-ジヒドロ-1-ヒドロキシ-2,1-ベンゾキサボラル、イコフンギペン、VAT116又はSCY078の何れか1つである請求項3又は請求項4に記載の医薬配合物。

**【請求項 6】**

第二の抗真菌剤が、( a . i )クロトリマゾール、エコナゾール、ビホナゾール、ブトコナゾール、フェンチコナゾール、フルコナゾール、イソコナゾール、イトラコナゾール、ケトコナゾール、ミコナゾール、オキシコナゾール、セルタコナゾール、スルコナゾール、チオコナゾール、イサブコナゾール、ラブコナゾール、ポサコナゾール、テルコナゾール及びボリコナゾールから選ばれるアゾール；( a . i i )アニデュラファンギン、カスプファンギン及びミカファンギンから選ばれるエキノカンジン；( a . i i i )テルビナフィン、ブテナフィン、アモロルフィン及びナフチフィンから選ばれるアリルアミン；( a . i v )アンフォテリシンB及びナイスタチンから選ばれるポリエン；( a . v )フルシトシンであるプリン又はピリミジンヌクレオチド阻害剤；( a . v i )プラディマイシンであるマンナン阻害剤；( a . v i i )ソルダリン及びその類似体から選ばれるタンパク質伸長因子阻害剤；又は( a . v i i i )ニコマイシンZであるポリオキシンである請求項5に記載の医薬配合物。

**【請求項 7】**

( i ) 請求項1に定義の化合物、( i i ) 請求項3～6の何れか1項に定義の第二の抗真菌剤、及び( i i i ) 1種以上の医薬上許容される担体及び／又は賦形剤を含む請求項2に記載の医薬組成物。

**【請求項 8】**

請求項1に記載の化合物、又は請求項3～6の何れか1項に記載の配合物を活性成分として含む医薬組成物。

**【請求項 9】**

請求項1に記載の化合物、請求項2又は7に記載の組成物、又は請求項3～6の何れか1項に記載の配合物を含む菌類病の予防又は治療のための薬剤。

**【請求項 10】**

薬剤が静脈内投与のための請求項9に記載の薬剤。

**【請求項 11】**

疾患がアスペルギルス種により引き起こされる請求項9又は請求項10に記載の薬剤。

**【請求項 12】**

疾患が真菌の皮膚糸状菌により引き起こされるか或いは疾患がアレルギー性気管支肺アスペルギルス症(ABPA)又は喘息である請求項9又は請求項10に記載の薬剤。

**【請求項 13】**

混合容器又は別々の容器において、請求項1に定義の化合物及び請求項3～6の何れか

1項に定義の第二の抗真菌剤を含むキット。

【請求項 1 4】

植物の菌類病を防ぐ方法であって、  
2 - ( 1 , 5 - ジメチル - 3 - フェニル - 1 H - ピロール - 2 - イル ) - N - ( 4 - ( 4 - ( 5 - フルオロピリミジン - 2 - イル ) ピペラジン - 1 - イル ) フェニル ) - 2 - オキソアセトアミド又はその農業上許容される塩である化合物；及び

任意で第二の抗真菌剤  
を植物のローカスに塗布することを含む方法。

【請求項 1 5】

農業殺菌剤としての、任意で第二の抗真菌剤を伴う、  
2 - ( 1 , 5 - ジメチル - 3 - フェニル - 1 H - ピロール - 2 - イル ) - N - ( 4 - ( 4 - ( 5 - フルオロピリミジン - 2 - イル ) ピペラジン - 1 - イル ) フェニル ) - 2 - オキソアセトアミド又はその農業上許容される塩  
である化合物の使用。

【請求項 1 6】

菌類病の予防又は治療のための医薬の製造における請求項 1 に定義の化合物、請求項 2 又は 7 に記載の組成物、又は請求項 3 ~ 6 の何れか 1 項に記載の配合物の使用。

【請求項 1 7】

疾患が真菌の皮膚糸状菌により引き起こされる請求項 1 6 に記載の使用。

【請求項 1 8】

疾患がアレルギー性気管支肺アスペルギルス症 ( A B P A ) である請求項 1 6 に記載の使用。

【請求項 1 9】

疾患が喘息である請求項 1 6 に記載の使用。